

職員採用方法等調査会内規

(昭和四十五年九月二日国立国会図書館内規第五号)

附 則

この内規は、昭和四十五年九月二日から施行する。

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館における職員の採用方法等の適正化に関する計画の立案に資するため、国立国会図書館に、職員採用方法等調査会（以下「調査会」という。）を置く。

(任務)

第二条 調査会は、前条の目的を達成するため、職員の採用方法等につき調査し、その改善の方策について館長に報告する。

(組織)

第三条 調査会は、委員長及び委員若干人で組織する。

(委員長及び委員)

第四条 委員長には、総務部長を充てる。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 委員は、職員のうちから館長が命ずる。

(分科会)

第五条 調査会に、必要に応じ、分科会を置くことができる。

2 分科会所属の委員は、委員長が指名する。

(調査会の庶務)

第六条 調査会の庶務は、総務部人事課で行なう。